

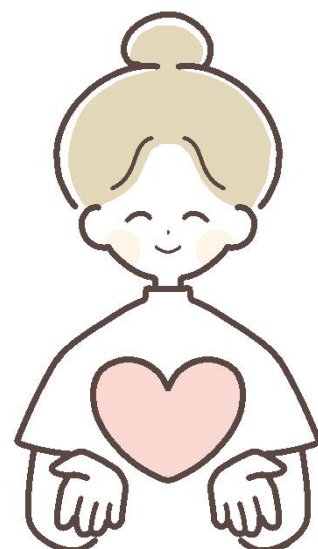
～ お二人の思いを応援します ～

湯河原町不妊治療費助成事業のご案内

湯河原町では、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、子どもを望むご夫婦が安心して治療に取り組めるよう、先進医療又は自由診療に要した費用の一部を助成します。

【令和8年10月1日開始（令和8年4月1日遡及適用）】

※令和8年4月1日以降に終了した治療が対象となります。



1 助成を受けることができる方

主に、次の要件すべてを満たしている夫婦が対象です。

- ❶ 夫婦のいずれかが本町の住民基本台帳に登録されていること
- ❷ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- ❸ 法律上の婚姻をしている又は事実婚関係であること
- ❹ 先進医療等の実施医療機関で不妊治療を受けていること
- ❺ 不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は可能性が極めて低いと医師に診断されていること
- ❻ 他の市町村から同一の助成を受けていないこと
- ❼ 町税等の滞納がないこと

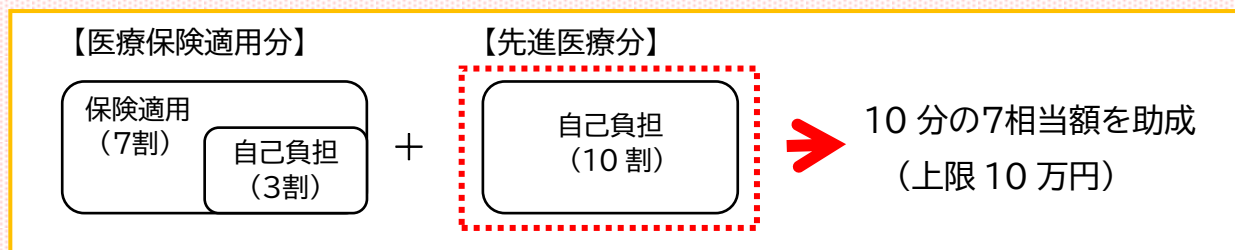
2 助成の対象となる治療及び助成額（次のいずれかに該当する治療が対象です。）

❶ 先進医療に対する助成

医療保険適用の不妊治療と併せて実施する先進医療が対象となります。

【治療の種類】 先進医療として告示されている治療・技術(※)です。

【助成額】 先進医療に係る費用の10分の7相当額を助成します(上限額10万円)。

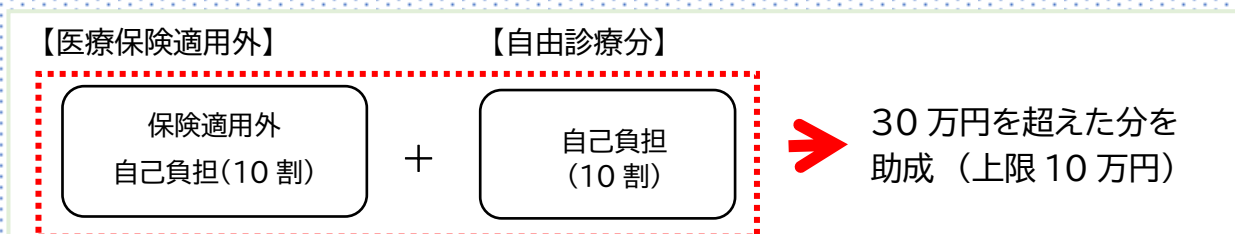


※先進医療として告示される治療・技術に係る最新の情報は、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

❷ 自由診療に対する助成

【治療の種類】 自由診療により、全額が自己負担となる治療です。

【助成額】 不妊治療に係る自己負担額が30万円を超えた額に対して助成します。
(上限額10万円)



3 助成できる回数

医療保険で治療できる回数(1子につき)と同じです。

- ◆ 初回の治療開始時点での妻の年齢が、40歳未満の場合 ⇒ 通算 6回まで
- ◆ // 40歳以上43歳未満の場合 ⇒ 通算 3回まで

4 申請の手続き

助成の申請する方は、治療が終了した日の翌日から6か月以内に、次の手続きを行ってください。

【提出書類】

- ① 湯河原町不妊治療費助成申請書(様式第1号)
- ② 不妊治療受診等証明書(様式第2号)
- ③ 実施医療機関が発行した領収書及び診療明細書
- ④ 事実婚に関する申立書(様式第3号)(※事実婚関係の場合)
- ⑤ 住民票(※夫婦の一方が町外に住所を有する場合)
- ⑥ 戸籍謄本
- ⑦ 町税等の滞納がないことを証する書類

※ 様式書類は、町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ
(不妊治療費助成)

【提出方法】 ご持参又は郵送による

【提出先】 〒259-0392 湯河原町中央2-1-3

湯河原町役場 健康こどもみらい課 健康指導係
(電話)0465-63-2111 内線 362

～ 疑問やお悩みをご相談ください ～

- ・私たちって不妊症? どんな治療があるの? ・夫婦で意見が合わない
- ・これからの治療どうしよう ・私の気持ちを聞いてほしい など

- 湯河原町では、不妊治療や妊活に取り組むご夫婦の相談や、妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すことができるよう専門職による相談をお受けしています。是非ご相談ください。

【相談・お問い合わせ窓口】

湯河原町健康こどもみらい課 健康指導係 電話 63-2111(内線 362)

[E-mail] hoken@town.yugawara.kanagawa.jp